ま　る　得　プ　ラ　ン
（主契約料金表）

2020 年 10 月 15 日実施

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

まる得プラン

1　対象となるお客さま

東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで,ミツウロコガス需給約款 1 （対象となるお客さま）の適用を受け，当社が，当社の定める方式により,この料金表により算定されたガス料金を継続して請求でき，当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

2　ガ　ス　料　金

ガス料金は，基本料金および従量料金の合計（小数点以下第2位まで計算）といたします。ただし，従量料金は，別表（原料費調整） 1 (1)によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は,別表(原料費調整) 1 (4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし,別表(原料費調整) 1 (1)によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は,別表(原料費調整) 1 (4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお，使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Ａを，使用量が20立方メートルをこえ，50立方メートルまでの場合には料金表Ｂを，使用量が50立方メートルをこえ，100立方メートルまでの場合には料金表Ｃを，使用量が100立方メートルをこえ，250立方メートルまでの場合には料金表Ｄを，使用量が250立方メートルをこえ,500立方メートルまでの場合には料金表Ｅを,、500立方メートルをこえる場合には料金表Ｆを，それぞれ適用いたします。

(1)　料　金　表　Ａ

イ　基　本　料　金

基本料金は，　1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	736円23銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき （税込み）	204円20銭

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	1,541円21銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき （税込み）	163円95銭

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	1,778円33銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき （税込み）	159円21銭

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	2,015円43銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き （税込み）	156円84銭

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は， 1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	2,568円69銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き （税込み）	154円62銭

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は， 1 月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き （税込み）	6,895円97銭

ロ 従 量 料 金

従量料金は，その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き （税込み）	145円97銭

3 日 割 計 算

(1) 当社は，ミツウロコガス需給約款 16 （ガス料金の算定）(2)イからニまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は，次の日割計算後基

本料金と従量料金の合計といたします。なお，2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは，料金算定期間の使用量に30を乗じ，次の日割計算日数で除した１か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

（備考）

・基本料金は，2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金

・日割計算日数は，料金算定期間の日数

・計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は，2（ガス料金）の規定によります。

(2) 当社は，ミツウロコガス需給約款 16 （ガス料金の算定）(2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は，次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお，2（ガス料金）(1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは，料金算定期間の使用量に30を乗じ，30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した１か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

・基本料金は，2（ガス料金）(1)から(6)の料金表における基本料金

・供給中止期間の日数は，供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし，31日以上の場合は30

・計算結果の小数点第３位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は，2（ガス料金）の規定によります。

(3) ミツウロコガス需給約款 16 （ガス料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

4　供給ガスの熱量,圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量，圧力，燃焼性は，次のとおりといたします。

なお，供給ガスは，燃焼性によって類別されており，この料金表による供給ガスの類別は13Ａであるため，13Ａとされているガス機器が適合いたします。

熱　量　標準熱量‥‥‥45メガジュール
　　最低熱量‥‥‥44メガジュール
圧　力　最高圧力‥‥‥2.5キロパスカル
　　最低圧力‥‥‥1.0キロパスカル
燃焼性　最高燃焼速度‥‥‥47
　　最低燃焼速度‥‥‥35
　　最高ウォッベ指数‥‥‥57.8
　　最低ウォッベ指数‥‥‥52.7

5　そ　の　他

その他の事項については,ミツウロコガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附　　則（実施期日）

この料金表は，2020年10月15日から実施いたします。

別　　表（原料費調整）

1　原料費調整額の算定

(1)　平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均原料価格は，10円単位とし，10円未満の端数は，1 円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β

Ａ＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均ＬＮＧ価格

Ｂ＝各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均ＬＰＧ価格

α＝0.9576

β＝0.0466

(2)　原料費調整単価

原料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　1トン当たりの平均原料価格が83,350円を下回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (83{,}350\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1+\text{消費税率})$$

ロ　1 トン当たりの平均原料価格が83,350円を上回る場合

$$\text{原料費調整単価} = (\text{平均原料価格} - 83{,}350\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1+\text{消費税率})$$

なお，原料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，イによって算定する場合は切り上げ，ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3)　原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は，その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお，各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

(4)　原料費調整額

原料費調整額は，その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2　基　準　単　価

基準単価は，平均原料価格が100円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き （税抜き）	8銭1厘

3　原料費調整単価等のお知らせ

当社は，1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均ＬＮＧ価格，1トン当たりの平均ＬＰＧ価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。